

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格取得日に係る記録を昭和56年7月1日に、資格喪失日を63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、56年7月から57年3月までは7万6,000円、同年4月から同年8月までは7万5,000円、同年9月から58年9月までは10万円、同年10月から60年9月までは10万5,000円、同年10月から62年9月までは11万円、同年10月から63年9月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、B団体が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月1日から63年10月1日まで
昭和56年5月21日にC組合（現在は、D組合）に採用され、63年9月30日までの間、同組合で正社員として勤務していた。

しかし、オンライン記録では、C組合に勤務していた期間がA共済組合の組合員になっていない。

C組合は、給与からA共済組合の掛金を控除していたことは間違いなく、当時、同組合が誤って私の記録を元同僚の記録として届出していたもので、D組合から、時間が経過しているため、組合ではどうすることもできないと言われた。

申立期間はC組合に勤務していたことは間違いないので、A共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったC組合発行の辞令及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において、C組合に勤務していたことが確認できる。

また、事業所を承継する、D組合から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「同被保険者資格喪失確認通知書」のほか、健康保険被保険者原票（マイクロフィルム）及び

オンライン記録により、申立人は申立期間において、政府管掌健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、D組合は、「C組合は、申立人の給与から共済組合の掛金を控除していた。」と供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間に支給された給与から、A共済組合の掛金を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険被保険者原票（マイクロフィルム）及び同僚の記録から、昭和56年7月から57年3月までは7万6,000円、同年4月から同年8月までは7万5,000円、同年9月から58年9月までは10万円、同年10月から60年9月までは10万5,000円、同年10月から62年9月までは11万円、同年10月から63年9月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、D組合は「申立人に係る取得日の届出を元同僚と間違えてA共済組合に届出をしたが、3年以上経過していることを理由として、申立人に係る取得日を訂正することができなかった。」と回答していることから、同共済組合は、申立人に係る昭和56年7月から63年9月までの掛金の納入の告知を行っておらず、B団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から33年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年4月1日に、資格喪失日に係る記録を33年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年4月1日まで

昭和32年4月にA社に入社し、B事業所内にあった同社の作業所で34年4月まで勤務していたのに、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の同僚には、A社での厚生年金保険の加入記録があるらしいのに、一緒に働いていた自分の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社において同時期に同じ業務に従事していた同僚で、申立人と同様に、学歴が中学校卒業で年齢が近い者（3人）は、いずれも同社において入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該3人のうち、昭和32年3月11日に資格取得している1人は、「申立人は、自分より少し後に入社してきた。」と証言しており、別の1人も、「申立人は、32年4月から勤務していた。」と証言している。

また、A社における退職日について、申立人は、「C職業補導所（当時）に入所するためにA社を退職した。」と主張しているところ、申立期間より後の勤務先であるD事業所が保管している履歴書には、申立人が昭和33年9月にA社を退職した旨記載されている上、E事業所が保管しているC職業補導所の指導要録によると、申立人が当該訓練所へ入所した時期は、同年10月6日と記載されており、事実経過が申立人の主張と符合している。

さらに、申立人の主張及び同僚（3人）の証言により、当時、B事業所の作業所で働いていたA社の従業員数は14人と推認されるところ、このうち、

申立人を除く 13 人の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社本社で総務事務を担当していた者は、「当社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、申立期間当時、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 1 日までの期間について、A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ定時制高等学校に通学していた同年齢の同僚の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 32 年 4 月から 33 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間について、申立人は、「職業訓練所に入所するために、A 社を退職し、同訓練所に通った。」としているところ、E 事業所が保管している C 職業補導所の指導要録によると、申立人は、昭和 33 年 10 月 6 日に当該補導所に入所し、34 年 3 月 27 日に職業訓練を修了していることが確認できる。

また、F 県 G 課は、「当時、C 職業補導所は、求職者のための職業訓練というよりは、失業対策の一環としての機関であった。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年4月1日まで

昭和52年4月にA社に入社し、58年3月まで同社が運営するB事業所のC課に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間についてもB事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、本部機能の移転（D県E市からF県G市に移転）に伴い、昭和53年4月1日付けで、E市の旧本部が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるとともに、同日付で、G市の新本部が新たに適用事業所となり、当時の従業員についても、同年4月1日に被保険者資格に係る得喪手続が行われていることが確認できるところ、申立人については、E市の旧本部で52年8月1日に被保険者資格を喪失後、G市の新本部で53年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社が運営するB事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間においてH厚生年金基金の加入員記録が継続していることが確認できる上、申立人の同僚（4人）及び当時の事務担当者は、「申立人には途中退職や勤務形態の変更は無かった。申立人の勤務形態からすれば、申立期間においても厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と証言している。

さらに、申立人と同日にG市の新本部で厚生年金保険被保険者資格を取得

した男性社員 9 人は、いずれも申立期間において E 市の旧本部で厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録及び昭和 52 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の親会社である I 社は、関連資料が無いため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月9日

平成16年8月9日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成16年8月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年8月分の厚生年金保険料（223,391円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年8月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成16年8月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年8月分の厚生年金保険料（223,391円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年8月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月9日

平成16年8月9日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成16年8月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年8月分の厚生年金保険料（223,391円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年8月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成16年8月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年8月分の厚生年金保険料（223,391円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年8月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成16年8月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年8月分の厚生年金保険料（223,391円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年8月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成 16 年 8 月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年 8 月分の厚生年金保険料（223,391 円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年 8 月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成 16 年 8 月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年 8 月分の厚生年金保険料（223,391 円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年 8 月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 9 日

平成 16 年 8 月 9 日に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA社では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した貸金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された平成 16 年 8 月分の保険料納入告知額・領収済額通知書により、同社は同年 8 月分の厚生年金保険料（223,391 円）を納入していることが確認できるものの、当該納入額は、オンライン記録の同年 8 月分の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の合計額に一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を誤って届け出ており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年6月までの期間、42年12月から43年3月までの期間、同年9月から45年1月までの期間及び58年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から同年6月まで
② 昭和42年12月から43年3月まで
③ 昭和43年9月から45年1月まで
④ 昭和58年5月から同年8月まで

会社を退職した際に市役所で国民年金の手続をした記憶があり、これまで国民年金保険料を納付しなかったことは無いのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時に国民年金の加入手続をした記憶があると述べるのみで、手続時期等の記憶は無い上、これまで保険料を納付しなかったことは無いと主張しているが、オンライン記録により、申立期間は申立人の夫が船員保険又は厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間であったことから、平成8年5月に国民年金保険料未納期間と変更処理されたことが確認でき、当時は未加入期間とされていたことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和48年9月20日に国民年金任意加入被保険者として資格を取得したことが記載されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころに加入手続を行ったものとみられ、この時点では、申立期間①、②及び③については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間④については、申立人は、「会社を退職後、すぐに別の

会社に就職したので国民年金の手続をしなかったかもしれない。この期間は厚生年金保険の期間であったはず。」と回答するなど、当時の記憶は曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が曖昧である上、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 20 日から 52 年 1 月 1 日まで
昭和 51 年 5 月から A 病院の研修医として勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日が 52 年 1 月 1 日となっている。
申立期間についても間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 法人から提出された申立人に係る在職証明書及び人事記録により、申立人が申立期間において A 病院に研修医として勤務していたことが確認できる。
しかし、申立人が所持する年金手帳には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 52 年 1 月 1 日と記載されている上、B 法人が保有する資料でも、申立人の資格取得日は同日となっており、オンライン記録と一致している。

また、B 法人では、「昭和 52 年 4 月からは研修医等についても一律に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いとしたが、それまでは一律に被保険者資格を取得させる取扱いではなかった。」と回答している。

さらに、申立人が名前を覚えている同期の研修医 10 人についても、申立期間当初からは厚生年金保険の被保険者となっておらず、このうち 8 人は昭和 52 年 1 月 1 日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。